

令和6年9月

定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年9月30日（月）午後3時30分から午後5時30分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	松田 和久	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	御子柴清市
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	奥原 邦義	21番	塩原 至
22番	古畑 英俊	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	山田 久子
26番	村山さえ子		

(2) 推進委員 16人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
推5番	百瀬 文仁	推7番	上杉 壽和
推8番	石川 克彦	推9番	横山 竜大
推10番	手塚 稔幸	推11番	中野 浩史
推12番	横山 泰治	推13番	清水 麻未
推14番	原口 知明	推16番	丸山 貴久
推17番	太田 稔	推18番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

10番	矢嶋 壽司	14番	細江 弘光
20番	倉科 孝明		

(2) 推進委員 2人

推6番	赤羽 武史	推15番	平林 章司
-----	-------	------	-------

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第142号～第143号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第144号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第145号～第152号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第153号～第155号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第156号～第162号）
- カ 農地法第4条第8項および第5条第4項の規定による公共転用協議にかかる農業委

- 員会の意見の件……………（議案第163号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第164号～第167号）

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動について

(2) 報告事項

- ア 獣害防護柵保全に係る緩衝帯整備事業の実施について
- イ 令和6年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	事 務 員	丸山 裕子
	農 政 課		課長補佐	齋藤 真一
		//	主 任	吉田 将大
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加
		//	主 事	藤井 陸璃
		松本農業農村支援センター主	査	山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 5番 中川 敦 委員
- 6番 久保 節夫 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要
議 長

次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第142号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
別冊の総会資料をお手元にご準備ください。
それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をいただきます。
丸山事務員。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。
今月の新規就農者の説明をさせていただきますので、別紙資料の表紙の裏面をご覧ください。
今月は個人の方3名いらっしゃいます。
1番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに旧市地区、1筆、16.35アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウ、野菜と伺っております。販売品目はブドウ、出荷先は個人、販売量は約1,000キロ、販売額は約250万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、知人の下で技術、知識等を習得する予定と伺っております。借り入れた農地へは0.9キロ、自動車ですら約3分から5分ほどかかり、今後は現状維持を希望されています。議案は1ページ、1番に該当いたします。署名は旧市地区、百瀬農業委員にいただいております。
2番、〇〇様、住所地は旧市地区、農地所在地は新村地区、2筆、18.39アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする農業、栽培予定は水稻、農業従事者は本人お一人と伺っております。議案は1ページ、9番に該当いたします。署名は旧市地区、百瀬農業委員及び新村地区細江農業委員にいただいております。
3番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに波田地区、1筆、18.35アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウと伺っております。販売品目はブドウ、出荷先はJA、借入れ予定農地における販売量は約1,500キロ、販売額は約150万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族の2名、ご家族より技術、知識等の習得をされているそうです。借り入れた農地へは約1キロ、自動車ですら5分ほどかかり、今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は1ページ、18番に該当いたします。署名は波田地区、塩原農業員及び太田推進委員にいただいております。
今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、地元の委員の方、補足説明をお願いします。
旧市、百瀬委員。

百瀬農業委員 まず、1番の〇〇さんですけれども、主にブドウを栽培したいということで、面談をしました。それで、借用地の現地確認を行いましたけれども、一部水がついているような、比較的農地としてはあまり好ましくないところだったんですけれども、本人はそこを除いたところでブドウを主に栽培したいと。それで、実際に栽培をした実績もあるようですので、また勉強もされておられましたので、今後の計画を確認しましたところ、だんだんと規模を拡大していきたいというふうなことです。計画的にもよろしいかなというふうなことを確認いたしました。

議 長 ありがとうございます。
それでは、新村、手塚推進委員、お願いします。

手塚推進委員 細江委員、今日お休みですので、よろしく願いいたします。
ただいまの〇〇さんであります。実家は新村なわけですが、地区外に住んでおられて、今度新村のほうへ両親共々一緒に住むと、そういうことでありまして、実家のほうも水稲及びブロッコリーなんかの野菜を作っております。当面は勤めながらという形になるそうですが、特段地元とも緊密に付き合いをしていますので、問題はないと、こういうことでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
波田、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんにつきましては、前は消防士ということで、それを辞めまして、親もリンゴとブドウを作っております。そして、技術等は親から教わりながら新たにブドウを作り、私の土地の隣で栽培されています。シャインマスカットは大変おいしく、これからもブドウ栽培を頑張っていたきたいと思います。大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。
特記事項はありませんので、議案の説明をさせていただきます。
着座にて失礼します。
別冊資料の1ページをご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第142号になります。
合計のみ申し上げますので、6ページをご覧ください。
合計、一般、筆数28筆、貸付け18人、借入れ14、

面積5万3,480平米。

所有権の移転、筆数5筆、貸付け2人、借入れ3人、面積2,474平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数33筆、貸付け18人、借入れ1人、面積5万1,814平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数31筆、貸付け1人、借入れ17人、面積5万287平米。

合計、筆数97筆、貸付け39人、借入れ35人、面積15万8,056平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数43筆、面積7万9,828平米、集積率は76.93%です。

議案第142号は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言を願います。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第142号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第143号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長

農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第143号です。

7ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,527平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第143号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第143号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第144号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたします。
農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画案について意
見聴取する件、議案第144号です。
8ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積2,526平米。
議案第144号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第144号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第145号から152号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
着座にて失礼いたします。
議案第145号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第146号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第147号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
2ページをお願いいたします。
議案第148号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第149号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第150号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第151号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第152号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を3ページに記載しておりますので、
ご覧ください。
以上8件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
145号、146号、濱委員。

濱農業委員 145号の場所は、〇〇から西へ行って、〇〇を渡った堤防をちょっと北のほうへ入った堤防の下辺りの地目が田の〇〇です。島立にある貴重な〇〇の一角になりますけれども、20年ぐらい〇〇さんが借りていたところが、10月で貸し借りが切れるということで、地主のほうからぜひ買ってもらいたいというような話があったことから3条申請となったものです。実績として、もう20年もこの土地借りてやっておりますので、技術的な問題ありません。

146号の島立の申請部分は、今年は全て大豆転作やっております。去年は全て水稻でありました。農地は適正に管理されて、良い作物を作っておりますので、個人から農地所有適格法人への所有権の移転ということでご

ございますので、島立としては問題ないかと考えます。
以上です。

議 長 146号の和田部分、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 和田にお住まいの〇〇さん、この方は新規就農で2年目の方です。〇〇さんのお父さんが〇〇さんになります。〇〇さんの個人の持分の農地を新たにお父さんが設立した〇〇に所有権移転するということです。親子間での名義の変更という形になるかと思えます。和田地区につきましては、スイカを栽培されているわけでありまして、立派にスイカを栽培されていて、全く問題ないかというふうに思います。
以上です。

議 長 146号の波田部分、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 波田地区におきましては、議案の地番順でいきますけれども、一番上のところがスイカで、次が野菜、その次がスイカ、その次が長芋ということで、スイカにつきましては、去年はちょっと失敗したみたいなのですが、今年は結構農協に出荷しているということでありまして、問題ないかと思えます。
以上です。

議 長 子が父の設立した法人に土地を売るということですか。

上條局長補佐 そのとおりです。

議 長 再度確認します。塩原至委員。

塩原（至）農業委員 〇〇さんの父が〇〇さんになりますけれども、この方が社長となっているのが〇〇。この〇〇は農地所有適格法人の資格を取得していますので、〇〇が農地を取得することに対し、問題ないというふうに考えています。

議 長 147号、塩原俊昭委員。

塩原（至）農業委員 譲受人の〇〇さん、〇〇県出身で、〇〇の大学を卒業されて、縁あって、たまたま〇〇の農業法人の従業員として働いています。もう既に〇〇には50アールほどの農地を確保して、そこで白ネギを栽培されていると聞いています。たまたま縁がありまして、和田に農地つき空き家がありまして、すでに住宅を取得してお住まいです。それで、和田地区で新たに農地を確保し営農を始めるということで、このほかにも約3反歩ほどの土地を、これは中間管理のほうを通して確保する計画のようです。こんなような形で、非常に意欲的に取り組まれるということで、面談をしてみて、そういう意

欲が感じられました。若いですし、これから和田の住民として農地を確保して、営農を発展させていってもらえるものというふうに思っています。

以上です。

議 長 続きまして、148号、149号、上杉委員。

上杉推進委員 本日、矢嶋委員さんが所用でおりませんので、代わりまして私のほうから説明させていただきます。

議案第148号でございます。地図上にありますけれども、〇〇川の〇〇、〇〇の通りの東側でございます。譲渡人の〇〇さんですが、農地を相続されましたけれども、本人は現在、〇〇県にお住まいで、耕作ができません。譲受人の〇〇さんにつきましては、和田で50アールほどの水稻を中心に営農されております。通いに15分程度かかるということですが、今回農地を譲り受けて規模拡大をしたいということで、問題はないかなというように思っております。

続きまして、149号でございます。譲渡人の〇〇さんでございますが、80歳を超えまして、耕作が難しくなるとともに、ちょっと後継者がいないということでございます。一方、譲受人の〇〇さんにつきましては、水稻、リンゴ、セルリを栽培されております。今回買い入れる農地につきましては、セルリのハウス等もありまして、ちょうどセルリの規模拡大を目指している中で、適当な農地が見つかったということで、技術的にも問題がありませんし、了承されるべきものかなと考えます。

以上でございます。

議 長 次、150号、松田委員。

松田農業委員 申請の農地に隣接します住宅を購入されるということで、住宅に付随した農地ということで、家庭菜園的に耕作されることに全く問題ないかと思えます。

なお、譲受人の〇〇さんは、今年〇〇の認定を受けまして、既に中山で約40アールほどの水田、それから野菜を作っておりますので、中山に転居されて、中山の農業振興に努めていただきたいと思いますので、問題なからうかと思えます。

議 長 次の151号ですけれども、事務局に地元委員の倉科委員から意見が届いておりますので、事務局から説明をお願いします。

上條局長補佐 倉科委員のほうから事務局のほうに説明する資料を頂いておりますので、私のほうで代読をさせていただきます。

議案第151号、今回譲受人、〇〇さんが譲渡人である〇〇さんから譲与により農地1筆、1,588平米の所有権移転を行うものです。場所は〇〇の100メートルほど北、〇〇地籍の集団的農地内にあります。〇〇さ

んはこちらにお住まいでしたが、現在は〇〇県に移られており、将来的にも農業はできない状況であるため、近所であった〇〇さんが管理しています。この際、所有権を〇〇さんに移したいというものです。〇〇さんは後継者もあり、問題はないため、許可は適当と考えます。

以上です。

議 長 次、152号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 場所的には波田から〇〇へ向かう〇〇の通りで、〇〇に近い場所でございます。それで、また5条申請のところを出てくるかもしれませんが、〇〇さんが〇〇さんから、今までその場所を借りていて、野菜等を作っておりましたが、今回その農地を買うということで、今後はソバ等を作る計画となっていますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 全体を通して質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、8件について、一括して集約します。

農業委員の皆様に聞きますが、議案第145号から152号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第153号から155号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお願いいたします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。

議案第153号、転用目的は住宅敷地です。こちら、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第154号、転用目的は住宅です。なお、農振除外済み案件となっております。

続いて、議案第155号、転用目的は住宅用地です。こちらも農振除外済み案件です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

備考の補足をさせていただきます。

追認案件と記載のある案件が、153号、155号とあります。追認というのは、字のとおりで、追って認めるというような漢字です。一般的な農地転用は、転用行為をする前に申請をして、何らかの、例えば住宅であれば住宅を造るとか、こういった形が基本ですが、何らかの事情で家を建てたところ、実は隣の農地に少しだけ越境してしまっていたとか、そういった事案に対して、個別の案件になりますが、他法令、建築基準法ですとか都市計画法等の基準も踏まえた中で、他法令に問題がないということを前提に、事前に県と事前協議を行っています。そういった中で、真にやむを得ない案件に対して、後追いではありますが、農地法の許可をしているものを、備考のとおりで、追認案件というふうに記載をしております。

続いての補足が、議案第154号、155号に農振除外済みと書いてある案件になります。こちらは、いわゆる青地農地に対して、農振を外して、農地転用の申請を受けているものになります。この案件につきましては、農地転用の申請の前段で、地区の農振並びに松本市の農振の協議会で協議を行い承認されています。その際に、隣の農地の地主さん、耕作者さんに同意も取っていますし、地区として同意を取っているのです、農振が外れたというふうにご理解をいただければと思います。

以上、これらの案件につきましては、内容な議案書のとおりとなります。一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議 長 地元委員の意見を聞きます。
153号、松尾委員。

松尾農業委員 先ほど事務局から説明があったとおり、すぐ隣、住宅に隣接しているということです。申請地の隣接地もこの〇〇さんの水田ですけれども、何ら影響がないというふうに判断いたしました。

議 長 154号、手塚委員。

手塚推進委員 場所は、〇〇の〇〇のすぐ南になるわけですが、過日、細江委員と2人で現地を見に行ってみました。先ほど説明があったとおり、周りに及ぼす影響もございませんし、既に農振除外になっておりますので、問題ないかと思えます。

議 長 155号、今井、横山竜大推進委員。

横山推進委員 田中会長と共に現地確認をしてみました。〇〇さん、現在住まわれてはいなくて、新たに今井に来た新規就農者の〇〇君という方が今、住まわ

れています。それで、将来、売買等々の手続になった場合に、問題がないようにということで、家の一部と倉庫の一部がちょっと農地に越境していたということで、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、農振除外した追認案件でもあるので、私どもでも問題がないのではないかと思って見てきました。

議 長 現地委員の意見を聞きます。
議案第153号から155号、百瀬委員。

百瀬農業委員 153号ですけれども、今説明がありましたとおり、追認案件となっており、現在の使っているような状態でしたので、問題ないと思います。
154号ですけれども、これは農地の一部に分家を出すというようなことで、農振除外を受けていますので、問題ないと見てきました。
それから、155号ですけれども、これはもう既に住宅の一部が入っていますのと、それから倉庫が2つ既に建っているというような状況でしたので、追認案件としてやむを得ないものと見てきました。

議 長 全体を通じまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、3件について、一括して集約します。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案153号から155号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第156号から162号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 続きまして、総会資料の5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第156号、転用目的は住宅です。なお、農振除外済み案件となります。

続きまして、議案第157号、転用目的は資材置場です。

続きまして、議案第158号、転用目的は貸し駐車場です。

ページをおめくりいただいて、6ページをお願いいたします。

議案第159号、転用目的は駐車場です。こちらも農振除外済み案件となっております。

続きまして、議案第160号、転用目的は事業所敷地（駐車場）です。農振除外済み案件であり、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第161号、転用目的は作業場、資材置場、駐車場の一時転用です。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第162号、転用目的は駐車場です。こちらも農振除外済み案件となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
156号、松尾委員。

松尾農業委員 申請地は農振除外済みということでありまして、現在、野菜を栽培している土地であります。その裏に農地はありますが、本人の土地ということでありまして、何ら農地耕作に対する弊害はないかなというふうに判断しました。

議長 続いて、157号。

松尾農業委員 申請地は、貸付人の一人が本人の経営する〇〇に、同時に〇〇さんの農地も借り受けて資材置場とするものです。周辺農地への影響もありませんのでやむを得ないかなと見てきました。

議長 158号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 場所は和田の〇〇沿いの和田地籍になりまして、〇〇の〇〇があるわけですが、それに隣接する農地であります。譲受人の〇〇株式会社、これは〇〇の子会社になります。この〇〇が駐車場を造って、それを〇〇の従業員専用駐車場という形で〇〇に貸し付けるというものです。従業員の専用駐車場として137台分のスペースを確保したいということです。この農地につきましては、昨年6月の地区農振に申請がありまして、地区農振も松本市の農振も通って農振除外になっていると、こんな土地となります。

農振除外に当たりまして、和田地区から出された要望ですが、この

開発する土地のすぐ隣接するところに〇〇川という大きな農業用水路があるわけですが、そこへ発生する雨水ですね、それから、雑排水を絶対流入させないことということで要望したところ、これについては、計画の段階で浸透ますを設置して、雨水、雑排水は絶対この〇〇川には流入させないということになっています。

それから、駐車場ということで、防犯の観点から、夜間照明やなんかを設置する場合、北側の優良農地に照明による光害ですね。虫等が寄ってくるのではないかなというようなことが懸念されましたので、それにつきましても要望を出したところ、従業員専用駐車場ということで、照明設備は設置しないと、こんなようなことが確認されておりますので、規模は大きいですが、隣接する農地への影響はないということですし、用水路へも雑排水の侵入がないと、こんな計画になっていきますので、問題ないというふうに判断をいたしております。

議 長 159号、上杉委員。

上杉推進委員 位置図資料13ページでございます。場所は、〇〇というのが空港線にありますけれども、その東側でございます。今回借り受ける〇〇さん、事業拡大によりまして、既存の駐車場の周りに駐車場を確保したいということでしたが、その写真で見る奥側にちょっと建物と駐車場あるのですが、この両脇がなかなか有効な土地がなくて、隣接している奥ですね。これ、南側になりますけれども、この奥の農地を借りたいということでございます。借りるに当たっては、軽微な整地と砂利を敷くのみということで、周囲への影響はないものと考えられます。

ただ一点、この写真にございますように、東側と西側が果樹園でございます。境に桑の木が植わっておりますけれども、SS等の消毒もございまして、駐車場の向きとかそういうもので、トラブルがないように話し合いをしていただけたらなというように思っております。

議 長 次の議案第160号、倉科委員から事務局へコメントが届いておりますので、事務局から説明をお願いします。

藤井主任 倉科委員様より説明文を頂いておりますので、代読いたします。

議案第160号、本件については、平成5年頃に梓川村が行った〇〇に併せて会社敷地への進入路が必要として、必要となった部分を許可を取らないまま築造してしまったもので、今回、その事実が判明したため、是正の手続を行うものです。事業用地として必要であり、周辺農業への影響もないため、追認にて許可をすることはやむを得ないと考えます。

以上です。

議 長 161、162号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 161号であります。位置図資料の15ページを見ていただきまして、一時転用ということで、この写真の右側のほうに住宅を建てる〇〇さんという方がおりまして、大型機械等資材が入らないために、その方の住宅を建てる業者が一時転用、令和7年の3月31日まで借りるということでありますので、問題ないかと思えます。

続きまして、162号の件であります。〇〇が、写真を見ていただきまして、工場が右側にあるということで、従業員も30名から40名いまして、もう一か所の駐車場が150メートルばかり離れた場所にあつて、狭くて10台止まればもういっぱい、前後できないぐらいのなものですから、そこではもう足りないということで、〇〇さんからその下の農地について、転用目的を駐車場ということで、地区の農振協議会に諮りまして、最終的に農振除外が下りたということであります。特に、ちょっと斜めになっておりますので、雨水の関係について、ほかの土地に流れないようにということで地区農振では申し送りしてありますので、大丈夫かなと思えます。

先ほど3条の議案152号で、〇〇さんという方が同じ会社の人で、その下、農地を買うということで、その人も役員だもんで、転用目的の可能性も考えまして、面談したときに、農地取得は会社とは関係ないですねということを確認取ってきました。農地は青地ですので、この後、農振除外等では、波田地区としては大変難しいことも言うておきましたので、この今の場所は、駐車場等を造るに当たっては問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 塩原委員、3条の152号と本件162号の経過を聞きます。

塩原（至）農業委員 農振除外案件の5条162号のほうが最初に話がありました。それで今回3条が上がってきたときに、新規就農であったため、面談の際に「〇〇さん、たしか〇〇の役員でしたよね」って聞いて、「じゃ、今後、農地以外のことは絶対この波田ではしませんね」って言ったら、「絶対しません。私はそばが大好きなので、蕎麦を作りたい」ということだったのですから、信用しました。また、3条の農地は青地ですので、今後農振除外とか、もし何かあった場合には、反対していこうという考えであります。場所的には本当に傾斜地なもので、そういうちょっとしたものしかできないんですけれども、やはり農地を潰すというのはやっぱりいけないと思えますので、会社役員というのがね、社長の息子だそうだから、そこら辺がちょっと不安になって、引っかけたところがございました。

議 長 基本的に口約束は担保にならないので、その辺、また後で事務局の見解を聞きます。

それでは、現地を確認した委員の意見を求めます。156号、157号を百瀬委員、158号から162号を柳澤委員、お願いします。

百瀬農業委員

まず、156号ですけれども、同じ所有者の土地に住宅を建てるということで、隣接する農地はその所有者ですので、特にこの辺は問題ないかと思えます。

それから、157号ですけれども、〇〇の話ですけれども、農地があるのは道路を挟んで反対側ですので、ほかの農地には問題がないかと思えます。けれども、その予定の土地の周りに水路がありますが、この水路に対して影響がないようにするということでしたので、特にその辺は問題ないかと思えます。

柳澤農業委員

158号ですけれども、広大な土地ですね、行って近場で見たところ、人間の背丈以上の雑草が生えていて、ちょっと向こうまで見渡せないような状況だったのですけれども、先ほどのちょっと心配されたところが駐車場になって、夜間照明の問題は、夜間の照明は設置しないということですので、特に周囲の農地、水田が多いのですけれども、その辺に対する影響というのは心配ないんじゃないかなというふうに感じて帰ってきました。

それから、159号ですけれども、位置図資料の13ページもありますとおり、写真の奥のほうに既に駐車場になっていて、そこ、もう少し大型の車を何か9台か10台かそのぐらい、トラックだと思いますけれども、止めるスペースがないということで、ここを選定したということです。これ、たしかこの土地は、両脇にちょっと桑がその隣にあるリンゴ園との境になっているような感じでしたね。ですから、これは多分持ち主は同じ、このリンゴ園の持ち主が同じということで、それからまたこの手前の、写真からはちょっと外れているのですけれども、この道路、農道を挟んで手前のほうが水田になっているのですけれども、その辺のところも、先ほどSSへの、消毒のという話があったのですけれども、逆に大型トラックからの排気の問題等も注意して車を止めるというか、駐車場にして利用するところとかがきちんとできれば、あまり周囲の農地に対する影響はないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、160号は、先ほど説明がありましたように、もう既に長いことこういう状態で利用されていて、それでもこの敷地の一部になっちゃっているというふうな、これ、〇〇さんでしたかね。使ってきて、大きな問題もないということで、これは追認案件として、致し方ないんじゃないかというふうに思っています。

それから、161号は、これは先ほども報告がありましたように、右手に建てられる住宅、これの建設が終われば、これは元の畑に戻すということですので、特に問題はないというふうに思っています。

それから、最後162号、塩原委員のほうからちょっと話がありましたけれども、私が見た限りでは、この写真の右手のところは既に現在の駐車場になっていて、そこからちょっと一段下に下がって、緩い傾斜で右から左のほうに傾斜地になっています。塩原委員の話は、実は今初めてきいたこともあるのですけれども、現地を見た印象では、そういう傾斜地に造るということになると、雨水なんかのその下のほうへ流れて行く、そういう

ことに対する対策をきちんと取っていけば、これはやむを得ないかなというふうに感じて帰ってきたところです。

以上です。

議長 藤井主任、5条の162号と3条の152号、新規就農で手に入れておいて、それで農振かけて転用というのは、ちょっと邪推かもしれないが、その辺の懸念とか、法的にえらい瑕疵がないとしようがないとは思いますが、その辺の見解を聞きます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 私のほうでは、恐らくこの案件は駐車場のほうが、塩原委員さんおっしゃられたとおりで、先に計画が持ち上がったのかなと思います。もともと同じ同一筆だった筆を、農地転用する筆は枝番2、3条で農地売買する筆が枝番3、もう一筆、枝番4という筆の3筆に分筆しています。農地転用できる恐らく、農地転用できるというか、駐車場として必要なぎりぎりのラインで今回、農地を分筆し、転用したというふうな予想ですが、それ以上に例えば土地が必要ということであれば、今回取得した筆、すみません、農地法3条で取得した筆については、基本的には取得した方が永年農地として使っていくことを前提とした所有権移転になりますので、もし仮に次、農振除外の申請が出てくれば、ご事情を聞くことにはなると思います。3条申請して、農地として使っていくつもりで、令和6年の9月に申請されていて、所有権移転を受けていると思いますが、今回農地転用ということで、どうされたんですかということはお聞きすると思います。

その際に、正当な理由、ちょっと具体的に示すのは難しいですが、体調を崩してしまって、もう農業を完全にできなくなるとか、何かしらの正当な理由があって、かつ地区の同意も得られ、周辺の農業者の方の同意も得られるような案件かつ農地転用の基準にも合致するようなものであれば、恐らく許可権者である県は農地転用は承認していくかなとは思いますが、その1つでもつじつまが合わないことがあれば、どこかしらでストップがかかると思いますので、そのときのご事情によって判断ということには最終的になろうかなと思います。

議長 3条152号の許可の決定がすでに済んでいます、そこも瑕疵がないし、この5条162号の案件についても瑕疵がない。これ、客観的に見てやむを得ないという判断で、そういう懸念が将来にはあるという、付随した情報ということで理解を願います。

それと159号の地元推進委員の話では、SSの懸念なんですけど、どちらにしろやったほうが怒られるんだけど、そういう懸念は、まず代理人を通じてでもいいけれども、その辺の少なくとも営農される方に迷惑か

けないような、対策を講ずることは我々としては取っていくじゃないかということとは基本的だと思います。

上杉推進委員 そのとおりでして、その転用事業者の〇〇さんも、前に行った農地転用のときにも、果樹園とぎりぎりのところだったのですけれども、そこを調整して、トラックを止める場所や向きを考えましょうというように言っていたいておるので、そこら辺でよくよく話し合っていたいただければなというように思いました。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 補足をさせていただきます。

申請書の中で、駐車する車の向きについては、隣接地権者と協議するという文言の記載があります。今回農業委員会の定例総会で出て意見を踏まえて、また代理人を通じて〇〇さんにお伝えをしていきたいと思えます。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 一般的には、協議を指示することは文書で残すように事務局はやっているわけですか。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 例えば、今回のその笹賀の案件のように、周辺、お隣の農地と排気ガスの問題どうするんだという書類をもらうかどうかというところは、事務局ではもらわないです。今回、申請書の中で、排気ガスに付随する車の駐車する向きについては、隣接地権者と協議するというふうに記載があります。それをもって事務局はそのとおり、例えば今後、隣接地権者さんから訴えがあった場合には、申請書にはこう書いてありますので、事業者さんと協議をというよりは、事業者さん宛てにこういった連絡来ていますので、隣接農地の方とちゃんとこの申請書に書いてあるとおり協議をしてくださいという回答に今回のケースであればなると思えます。

議 長 ほかに全体を通じまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお願いします。

[質問、意見なし]

議長 無いようですので、農地法第5条の規定による案件、7件について、一括して集約します。

農業委員の皆様に聞きますが、議案第156号から162号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第163号 農地法第4条第8項および第5条第4項の規定による公共転用協議にかかる農業委員会の意見の件、1件について上程します。

事務局から説明をお願いします。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 それでは、8ページをお願いいたします。

農地法第4条第8項および第5条第4項の規定による公共転用協議にかかる農業委員会の意見の件、説明をいたします。

こちらの案件ですが、まずやろうとしていることですが、今井に県の設置している〇〇という〇〇があります。そこに働いている先生方のための職員駐車場となっております。前提といたしまして、今回はその駐車場を設置しようとしているのが長野県、農地法の許可の権限を持っているのも長野県になります。細分化をしますと、その職員駐車場を造るのは長野県の中の教育委員会になります。農地法の許可の権限は松本の合同庁舎の中にある松本農業農村支援センターの中で松本市の許可は行っております。許可をするのも長野県、申請をするのも長野県、こういった事例の場合に、協議を今回やれば、長野県の教育委員会の特別支援教育課というところと長野県の松本農業農村支援センターが協議をすることをもって農地転用の許可があったとみなすこととなっております。その際には、地元の松本市農業委員会として意見を付すこととなっておりますので、この件について意見を付すものとなります。

今回の案件ですが、1筆は既に県の所有となっている土地、もう一筆は個人が所有されている土地を寄附にて所有権移転をするものです。こちらの案件についても、農振除外を経ておりますので、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。

横山委員。

横山推進委員 現地確認してまいりました。〇〇に隣接する、南側に隣接する畑ですかね。恐らく〇〇でもうちょっと前から借りていて、耕作、ちょっと耕作しているというか、里芋が少し植わっている程度で、あとは雑草という感じでした。ほかの周りが全部田んぼ、水田地帯でありますし、そういうところに影響はないだろうと思います。

以上です。

議 長 それでは、現地確認した委員の意見を聞きます。

柳澤委員。

柳澤農業委員 このところは、多分里芋が、サツマイモだったかな、植わっていたのは、多分〇〇の生徒さんがそのところに植えたんだろうと思います。ここ、ちょっとこの位置図資料の17ページの写真では分かりにくいのですが、ちょうど中頃かな、向こうに水田があるものですから、そこに行く用水路があります。ですから、その用水路をまたいで、用水路の結構方角は南北になるのか、そこに車を止めるということになるので、その水に対する対策、何かきちんと蓋をすとか、そういうことをすれば、特に問題はないかなというふうにして見てまいりました。

以上です。

議 長 全体を通じましてこの件について質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、集約いたします。

農業委員に聞きますが、議案第163号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。

続きまして、議案第164号から167号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程します。

事務局から説明をお願いします。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 それでは、9ページをお願いいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をいたします。
議案第164号、島内にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
続いて、10ページをお願いいたします。
議案第165号、島立にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
続きまして、11ページをお願いいたします。
岡田下岡田にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
続きまして、議案第167号、浅間温泉にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。
164号、松尾委員。

松尾農業委員 現地確認してまいりました。確認する農地は飛び飛びになっておりますけれども、全て稲作ですね。もう全部刈られているという状況でした。
以上です。

議長 165号、濱委員。

濱農業委員 ちょっと大きめの水田と小さめの水田とありますが、最後に記載されている608㎡の農地は、自家用野菜の生産現場でずっと使われております。それから、1273㎡と3159㎡の農地ですが、この面積の水田については、特定貸付けということで、人・農地プランと中心となる経営体の〇〇さんという方に貸し付けられておまして、転作と、それから水稲でここ3年間というのは不耕作の時期は一回もありませんでした。
以上です。

議長 166号と167号の岡田地区を小林委員。
167号の本郷地区を柳澤委員。

小林農業委員 166号の〇〇君ですが、適正に農業をやっていると判断しています。
167号の〇〇さんの岡田地区のほうですが、〇〇さんも引き続き農業をやっていることを確認しております。

柳澤農業委員 〇〇さん、こちら浅間温泉1丁目に持っている2筆の農地ですけれども、周りがほとんど住宅に囲まれていて、こちらの国体の道路というか、道路から見たら、どこに農地があるかよく分からないという場所にあります。
〇〇と〇〇という2筆ございまして、〇〇のほうは、水田としてきちんと使われていて、もう刈り取った稲がはざがけされておりました。それから、〇〇のほうは、一部耕起されたままですけれども、一部には長ネギ等が作られていて、ここもきちんと利用されていると確認してきました。
以上です。

議長 全体を通して質疑・意見等があったらお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について、一括して集約します。

農業委員に聞きますが、議案第164号から167号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いします。

上條補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。これらにつきましては、書類等完備しておりますので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料の12ページからお願いいたします。

12ページ、現況証明交付状況の件、2件、13ページ、非農地証明交付状況の件、2件、14ページから15ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、11件、16ページから17ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、20件、18ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、19ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、13件。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おき願います。

農地に関係する事項の議事が終了しましたので暫時休憩とし、5時から再開いたしますのでお願いします。

(休 憩)

議 長

総会を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

それでは、協議事項、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

では、お願いいたします。

総会資料の22ページになります。

こちらの取組につきましては、今年度の最適化活動の活動強化月間の設定目標となっている取組です。基本的には、委員の皆様が日頃行っている活動を引き続き行っていただければいいと考えています。

内容につきましては、新規就農者に声をかけ、現在の営農状況や農政に対する意見を聞くというものです。

具体的な進め方の案です。

(1) 日常の最適化活動の延長として、新規就農者に声をかけ、営農状況を確認するなど、定着に向けた活動を推進したいというところです。令和元年度以降の新規就農者の一覧を別紙で添付しています。参考にさせていただきたいと思います。こちらは取扱い注意のもので、よろしくお願いいたします。

(2) 声をかけていただいた結果として、必要に応じて以下の支援をしていただきたいと思います。例えば、規模拡大の話があれば、マッチングの推進をしていただく。マッチングについてですが、既に日常の業務の中で出し手の情報がある場合に行っていただければ結構です。あくまで規模拡大を希望される方がいる際に、その情報を基にマッチングをサポートするという形をお願いいたします。また、補助事業のお問合せがあれば、農政課へつないでいただくというものです。

(3) 新規就農者の考え方ですが、新規就農者が少ないとか、不在の地区もあります。別紙の就農者一覧に限らず、親元就農者、定年帰農、女性農業者など、新規就農者の対象を幅広く捉えていただけて結構です。

4の活動目標ですが、1人の委員に1農業者に声をかけていただきたいと思います。10月を活動強化月間としていますが、お忙しい場合もあります。別の機会に実施するなど、柔軟に対応していただきたいと思います。

5の活動記録簿への記載については、新規参入者へのフォローアップ等、新規参入促進の欄に報告をしていただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

常日頃やってもらいますが、なお一層この月間はやろうじゃないかという

運動の働きかけです。

質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

なければ、これより集約を行います。本件は推進委員の皆様も含めまして全員に関わることでありますので、全員の皆さんに伺います。

本件については、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆さんはできる範囲で取り組んでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア、獣害防護柵保全に係る緩衝帯整備事業の実施についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

齋藤補佐。

齋藤（農政課）課長補佐 今ご紹介いただきました農政課の齋藤と申します。

日頃から農政業務、鳥獣害の防護対策につきましてご協力をいただいておりますこと、御礼申し上げたいと思います。

本日は、お手元にありますとおり、獣害防護柵保全に係る緩衝帯整備事業の実施についてということで、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

すみません、着座にて失礼をさせていただきます。

資料の28ページから30ページの内容につきましてご報告を申し上げます。

今日お話をさせていただくメインの話は、この後の2番と3番に関わる内容について説明をさせていただきますが、1番では、野生鳥獣被害対策の全体の概要について説明をさせていただきます。

松本市では、野生動物による農作物被害を防止するため、地域との協働により対策を進めているところでございます。

防護対策、被害対策につきましては、大きく3つありまして、捕獲対策、それから防除対策、それから生息環境対策というような形で、ここに記載があるそれぞれ捕獲ですとか、侵入防止策、それから緩衝帯整備等を行っておるというところでございます。

本日は、その中の基本的には防除対策であります侵入防止策の防護柵の関係について説明をさせていただきます。

2番の緩衝帯整備事業の概要の説明でございます。

こちらは、今特に東山の松枯れ、これが非常に進行している。そういったことによりまして、広域防護柵に影響があるということでございます。そういった部分につきまして、松枯れ被害木を伐採をしまして、倒伏による防護柵の破損を未然に防ぎ、獣害被害の減少を図るため、この事業を取り入れるという内容でございます。

(1)にあります、その事業概要を説明させていただきました。

その背景ということで、二、三点記載をさせていただいております。

松枯れ被害の拡大とともに、倒伏による防護柵の破損箇所が増加し、修繕が追いつかないという状況がここ近年行っているという状況が1点。

それから、2点目ですけれども、破損箇所からの有害獣の侵入が増え、農作物の被害が増大しているということがございます。

参考としまして、30ページに令和5年度の獣害による農作物の被害状況ということで記載がありますが、こちらにあるとおり、被害面積で約999アール、10ヘクタール、被害量で12万9,000キロ、129トン、それから被害金額で2,656万円というような被害があります。

防護柵の設置の時点では、減少をしていたわけですがけれども、そういった破損等の中で、また被害が増えているというような状況が見受けられます。

28ページにお戻りをいただきまして、それから背景の3点目ですけれども、維持管理を担う地元管理団体等の担い手不足ですとか高齢化、こんなことがあります。それから、危険作業に対する不安、重責があると、こんなような背景があるということでございます。

続きまして、(2)番の事業実施計画でございますが、内容につきましては、市が業者に伐採業務を委託をしまして、防護柵周辺の破損のおそれのある松枯れ被害木を伐採していくという事業でございます。

今年度から予算づけをしております、実施範囲につきましては、広域防護柵設置箇所のうち、倒伏の危険性が高い箇所について入っていくという形でございます。今年度は既に里山辺地区の1か所、それから中山地区の1か所でこの事業を進めているところでございます。

実施方法ですけれども、事業主体と管理主体と分けてありますが、私たち農政課につきましては、地区要望の取りまとめ等をしまして、全体の調整を図っていくという形です。

それから、森林環境課という課がありますが、こちらのほうで予算づけをしまして、業務発注、業者管理をして、事業を実施していくという形でございます。

それから、地元の管理主体におきましては、山の地権者調整ですとか、破損防護柵の簡易復旧、それから日常の防護柵の点検等を行っていただくと、こういうすみ分けになっております。

オの財源ですけれども、森林環境譲与税の活用基金から充当してこの事業を行っていくという形になっております。

大きな3番の「緩衝帯整備事業」に係る協議会からの要望集約にかかる手

続という形で、フローとして入れさせていただいております。

こちらの3点につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、今月開かれている東山部の各地区の町会連合会、それから有害鳥獣の対策協議会さん等のほうにも併せて説明を今、進めているところでございまして、要望の取りまとめを進めているところでございます。

(1)の事業要望箇所の選定でございしますが、市では、市内全域の広域防護柵設置箇所のうち、倒伏の危険性や緊急性、農作物被害の発生状況等を総合的に考慮した上で、実施箇所の選定を進めています。これらを踏まえて、協議会内の事業要望箇所の選定を行っていただくという形の手続を進めているところでございます。

それから、(2)番に山の地権者の調整とありますが、要望箇所のうち、個人等の所有者に対し実施に向けた承諾を得ていただくという形で進めております。

(3)番の市への報告であります。被害のあるところにつきましては、位置図をお渡しをしておきまして、そこに落とし込んでいただきまして、10月上旬を目途に農政課まで報告をいただくような形で調整を図っております。

市では、それを基に、次年度以降の予算要求等の資料とさせていただきます、まずはその該当箇所をつけていくというような形で進めております。

個人の所有者につきましては、なかなかすぐにといいわけにはいきませんので、まずは要望を上げていただく中で、実際の事業実施に向けて、個人の所有者との調整を図っていくと、こんな形で、町会連合会ですとか、協議会のほうにも話を進めているところでございます。

以上が本日のこの緩衝帯整備事業の主な趣旨という形で進めておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それから、本日つけている29ページのほうのその他防護柵に係る補助事業ということにつきまして、若干簡単に説明をさせていただきたいと思います。

(1)番の農作物食害防止事業です。これは、今説明をさせていただきました広域防護柵のほかに、一定の小さい集落で有害獣の農作物食害防止を図るという事業でありまして、市のほうでは、市単で資材費の2分の1を支給するという補助をするという事業でございします。

対象農家とありますけれども、要件の中に、原則2戸以上の農家が参画することということでありまして、やはり防護柵を張る以上は、ある程度一定の広いエリアを張ることによって対策を図るという形になります。

ただし、6月の市議会の一般質問で、やはり場所によっては1戸の農家でも対象としてほしいというような要望を受けまして、産業振興部長のほうからも、見直しを図るという答弁をさせていただきました。これを踏まえて、今回、見直しを図らせていただきまして、ここに幾つか法律等を記載させていただいておりますが、条件を経る中で、1戸でも申請ができる道を開かせていただきましたので、また地区の中でそういった要望があれば、農政課のほうにつなげていただきたいと思いますという形でございます。

(2) 番の倒木撤去業務委託というのがあります。これも、松枯れ、実際は松枯れだけじゃないんけれども、木々が既に倒れてしまっていて、防護柵にかかっていると。これにつきましては、地元の協議会さん等のほうで木を伐採いただくんですけども、そういったものに係る作業の支障となる倒木を撤去した際に、市から地域協議会のほうに委託料としてお支払いをさせていただくという事業でございます。こちらにつきましては、令和5年度の実績で38件の支払いをさせていただいている形でございます。

これにつきましては、ここに記載がありますけれども、胸高直径とその距離、倒木の防護柵の破損距離を掛けた金額を地区協議会のほうに委託料として支払いをさせていただくという事業でございます。今年も既にもう30件の支給実績がありまして、年々こういう案件が増えているという状況でございます。

(3) 番の防護柵の資材支給ですけども、(2) 番と付随しておりますので、倒木等により破損した防護柵の補修に必要な資材を協議会へ支給する。いわゆる現物支給として扱っておりますので、これも各協議会のほうで要請があれば、こちらのほうで現物支給をさせていただいているという形でございます。

以上が緩衝帯整備事業とは別に防護柵の設置に係る事業の内容等説明をさせていただきました。

おしまいになりますが、今回の説明のほかにも、個別の地区で有害獣の要望等がありまして、こちらはその現場現場で対応させていただいておりますので、もしそういった部分のご相談等がありましたら、農政課のほうに話をつなげていただきたいという形でございます。よろしく願います。

議 長 お疲れさまでした。
それでは、委員の方でご質問、ご意見等ある方は。
二村委員。

二村農業委員 すみません、この指定地域の中に梓川が入ってないんですけども、うちの地域では、もう猿の害で、本当に畑の半分猿に食べられちゃうことがあって、いろいろな、支援センターに来ていただいたりとかしているんですけども、梓川はここから外されているというのは、何か……

議 長 齋藤補佐。

齋藤（農政課）課長補佐 回答いたします。

やはり中山間地とか、実際の営農の状況を見て、今ここに法律としては3つの法律を記載させていただいております。その中でいきますと、確かに梓川地区は入ってはきませんが、当然梓川地区の中にも非常に傾斜地である、それから中山間地であるという形になりますので、この法律に従わなくても、そういう個別の要件で承らせていただきますので、それにつ

いては、これに捉われずに、まずはご相談等いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

二村農業委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

議 長 ほかに。
柳澤委員。

柳澤農業委員 ようやく市でこういう取組を本格的にやっていたらということで、やや安心はしているんですけども、もうちょっと早くからできなかったのかなという。

それで、私、本郷なんですけれども、本郷も多分毎月、この倒木撤去に伴う作業委託費を頂いていると思うんですね。そのぐらひやっぱり松枯れ等の倒木がひどいんですね。

それで、実はちょっと私が気にしたのは、事業実施計画、28ページ、(2)ですね。市が業者に伐採業務を委託し、防護柵周辺の破損のおそれのある木云々なんですけれども、実際に倒れた木、倒れて柵を破損した木を修復するのは、やっぱり地元の人たちがみんなやっているんです、今ね。30センチあるいは40センチくらいある太い松なんかは、結構大変なんですよ。別にプロがいるわけじゃなくて。

現に今年度も昨年度も、その倒木撤去の作業をしていて、実際に骨折等の事故が起こっているんですね。ですから、破損のおそれのある松枯れだけじゃなくて、既に倒れてしまって、素人では、それをチェーンソー等で切って撤去するのは難しいというふうな事業に対しても、何かサポートしていただくとありがたいなという気はしているんですけども、そこはどうでしょうか。

議 長 ちょっと待って。
梶原委員、ありますか、質問。

梶原推進委員 あります。

議 長 お願ひします。

梶原推進委員 4の(1)の農作物食害、この防止事業の中で、「防護柵等」ってあるんですけども、その「等」にはどんなものが入るか、ご参考までに聞かせていただきたいんですが、電気柵なんかも入るんでしょうか。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 まとめて、齋藤補佐、よろしくお願いします。

齋藤（農政課）課長補佐 では、回答申し上げたいと思います。

前段の質問につきましては、私たちも今月、先ほどお話しさせていただきましたとおり、それぞれの地区の町会連合会ですとか、有害鳥獣対策協議会の会議等の中で回らせていただくと、そういったようなご要望が出てきております。

それで、今、私たちの市のほうの事業内容は、今ご説明を申し上げたとおりであります。特に胸高直径の大きなもの、もうちょっとなかなか自分たちの資機材で削除、対応ができないというようなケースも非常に多々出てきているというような話がありますので、私たちも、これから新年度予算の編成の中で、そういった予算要求をしていく中で、今、委員さんからありましたご要望は、少しでも反映できるように、今ちょっと調整をさせていただいております。

ですので、またいろいろご意見をいただく中で、ちょうど今、予算要求の時期となりますので、そういったところを少しでも反映できるように進めていきたいという形でございます。よろしくお願いしますと思います。

それから、2点目の「防護柵等」という表記でありますけれども、これはいわゆる物理柵をはじめとしまして、電気柵ですとか、それから、今ここは獣害の説明をさせていただきましたけれども、鳥関係の被害とかありますので、そういったものに関わるネットですとか、そういったようなものも対象となってまいります。

以上です。

議 長 柳澤委員、梶原委員、いいですか。そういうことで、意欲的に事務局段階では来年度で予算で取り組む。

柳澤農業委員 そうですね。ぜひ大幅な予算で、早めに少し手を打っていただきたいんですよ。

議 長 要望事項で、それもまた取り組んでください。
齋藤委員、お願いします。

齋藤農業委員 私、農業委員になる前に、この猿の補助の関係で、原則2戸以上、これは当時無理でした。自分で私、30万円かけて自分で電気柵やりましたけれども、これ、この文章、私、今日初めて聞きまして、これ、大変喜ばしいことだと思っております。安曇地区は該当になると思いますので、しかも私、梓川の上野地区でも畑を作っております。そこ、西山ですので、やはり熊、猿来ます。これ、梓川地区も指定に入れてもらわないと、これは駄目ですね。ぜひお願いします。

それと、齋藤さんにはありますが、これ広報してください。安曇地区、西山、ほとんどもう早急に1戸で対象になるという広報をやってください、

大至急。これ助かりますから。お願いします。

議 長 齋藤補佐。

齋藤（農政課）課長補佐 ありがとうございます。

やはり先ほどから説明を、各町会回っていても、私たちもこの事業自体は昔からあったんですけれども、なかなか皆さんのほうに周知できてなかったという部分がありまして、反省としてありますので、何らかの形で広報できるようにしていきたい。今、ホームページのほうも、ちょっとこの修正版を作っておりますし、要望によって回覧ですとか、そんなようなところはそれぞれのところで検討させていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほどからちょっと梓川地区の猿の被害とかっていう部分もありまして、一部の地区でちょっと試験的に設置をした箇所があります。丸田なんですけれども。そういったような有用事例なんかもまた皆さんのほうにもまたご紹介しながら、この事業について周知や広報を図っていききたいというふうに考えております。

もし委員さんの中で地区のそういったご要望とかがあれば、その点は、今、先ほどからちょっとお話しさせていただいておりますとおり、予算編成の時期となっていて、来年度設置ということがもし早急にあるようであれば、具体的な場所ですとか内容を私どものほうにいただきたいと。それによって、ちょっと予算のほうの計上も図っていききたいというふうに思っておりますので、併せてご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

そういうことで、意のあるところを酌んでいただいたという判断で、またそれぞれ、いろいろ永遠の課題ですので、またそれぞれその場でまた皆さんからご意見賜って、また農政ポジションとコンタクト取りながらいかなきゃいけない課題だと思います。

よろしいですかね。

梶原さん、もう一度。

梶原推進委員 今年は何の予算もないんですか。この3月まで。

議 長 齋藤補佐。

齋藤（農政課）課長補佐 回答申し上げます。

予算自体はあるんですけれども、1戸で張るという簡単なものじゃなくて、やはりある程度張る皆さんのある程度合意があってという形になりますと、計画から実際までの実行までに少し時間がかかるということで、基本的には前年度に要望を受けまして、予算を計上して、次年度に張っていくとい

う形になっております。

ですので、早急に張らなければいけないという場合は、ちょっと既存の予算で、財源の調整をしていかなければいけないので、またご相談をいただきたいんですけども、そうでなければ、基本的には次年度の計画に落とし込むために、これから予算要求の中でご要望を承り、それを計上していくという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

梶原推進委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 そういうことで、それぞれ立場立場の中でいろいろ背負っていますので、また農政課としてもよろしくお願ひしたいと思います。
それでは、この項目を終わります。なれば、承知おきをお願いいたします。
次に、報告事項のイ、令和6年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果を議題といたします。
農政課の説明をお願いします。
藤井主事。

藤井（農政課）主事 農政課の藤井と申します。

令和6年度の第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料31ページから32ページをご覧ください。

それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者制度の概要は、資料2番のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数字については、資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人4件、法人1件の計5件、再認定が個人9件、共同1件の計10件、変更が法人1件となります。

以上16件について、全件承認されたことを報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま農政課から説明がありました。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

総会資料33ページをお願いします。

8月29日の定例総会以降の主要会務報告です。

8月30日、松本市都市計画審議会に中川代理に出席をしていただきました。

9月13日、常設審議委員会と長野県農政部との意見交換会に会長に出席をしていただきました。

9月17日、松本市農林業功労者表彰審査会に会長と会長代理に出席をしていただきました。

9月19日、農業者年金加入推進特別研修会に加入推進部長の方々に出席をしていただきました。

9月24日、農地転用現地調査に百瀬委員と柳澤委員に対応をしていただきました。

34ページ、当面の予定です。をお願いします。

こちらに記載がありませんが、10月1日、新規採用の職員の辞令交付式に会長に対応していただきます。

10月3日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議に会長に出席をしていただきます。

10月10日から11日、上田市で開催される長野県19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議に会長と事務局長が出席をします。

10月11日、西部ブロック研修・懇談会が行われます。

10月16日、上田市と小諸市で開催される長野県農村生活マイスター協会松本の視察研修に倉科委員と山田委員が出席をします。

10月18日と記載してありますが、こちら、申し訳ありません。北信越ブロック女性農業委員研修会につきましては、10月28日の誤りです。訂正をさせていただきます。

10月28日、北信越ブロック女性農業委員研修会については、二村委員と村山委員に出席をしていただきます。

10月21日、農地転用現地確認は小林委員と武井委員に対応していただきます。

10月23日、南部ブロック研修・懇談会、10月29日、北東部ブロック研修・懇談会が行われます。

10月31日、定例総会前に新任委員研修会として農業者年金の研修を行います。新任委員及び継続委員の希望者の方は出席をお願いいたします。

10月からの服装についてですが、9月をもってクールビズの期間が終了いたします。次回以降の総会における服装につきましては、クールビズ期間外の通常の服装となります。具体的には、男性の方が上着を着用、女性の方は総会にふさわしい服装で出席をお願いしたいと思います。

以上になります。

議長 何か意見のある方はいらっしゃいますか。
二村さん。

二村農業委員 すみません、申し訳ないです。

先日ですが、農業者年金の推進特別研修会というところに、浅間でやったので、そこに参加させていただきました。私、何回も行って、農業者年金の加入をお願いしに行くと、全部もらえないんじゃないかとか、それからいろいろなお話を聞いていたので、ちょっと恥ずかしかったんですけども、そこで手を挙げて聞いてみました。そうしたら、若いうちから入られている方は、大概の人はもう平均寿命まで頂けなくても、もらえるそうです。ただ、後に入られて、また早く亡くなられちゃった方は、全部頂けない方も、本当に少人数だそうですけれども、いらっしゃるそうです。全部が所得税の控除になるので、その点できっといいんじゃないかというふうにお話しされていました。

私、そこで話されたのは、早く亡くなられる方はいいけれども、寿命がうんと長い方は、これから特に若い世代、今一生懸命農業されているその人たちは、年金が今の私たちみたいにもらえなくて、それで個人年金もいろいろところでJAもやっていますが、期間があって、私たちがもらうように、個人年金掛けても、終身でももらえるものがないというふうにそのところで言っていて、私も本当にそうだと思います。

今回何をお話するかというと、終身で率がよくもらえる年金というのは、この国で援助してくれている農業者年金なんだということが分かりました。

特に、男の方は入られていると思うんですよ。だけれども、女性はそんなに入っていないで、女性で長生きされて、年金もらえないってことがあるんだなというふうに思いました。

ぜひ皆さんに推進していただくのに、女性を特に、今回またお勉強会あるそうなので、やっていただきたいんですが、ぜひ入っていただいて、きつとここにいらっしゃる皆さんは、年金をもらいながらきつとお仕事されていると思うんですが、今の若い人たちが本当にもらえない、そういう、国民年金がもらえなかったり、個人年金も、掛けてもそんなにいいものがない、そういう時代に生きる若い人たちにぜひ伝えてやっていただきたいなってこの間思ったので、今日お話しさせていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。そういったことです。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりご承知おきをお願いします。

以上で報告事項は終了しました。

引き続きその他の項目に入ります。

まず、松本農業農村支援センターからの情報提供をお願いいたします。

山戸主査、お願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 まず、私、松本農業農村支援センターのほうで3人ほど松本市の担当をしているんですけども、その1人ということで、これまで寺戸が参加していたんですけども、ちょっと内部での仕事の配置換え等ありまして、今後、私のほうがこちらの農業委員会のほうに参加させていただくことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

では、松本農業委員会定例総会資料ということで、松本農業農村支援センターの名前がある資料を見ていただければと思いますんですけども、すみません、ちょっと着座にてご説明させていただきます。

まず1つ目、2から3ページになるんですけども、8月22日付で県の防除所のほうから特殊報というものが出まして、トマトキバガというものに対してなんですけれども、県内で初めて確認されまして、北信地方でなんですけれども、こちら、病害といいますか、害虫なんですけれども、主に莖葉ですかね。トマトですとか、ナス科のもんですとか、マメ科を食害してしまうもので、トマトでは、葉だけではなく、果実も入り込んで食害してしまうということで、ご注意くださいということで、もし見つけましたら、うちの支援センターですとかにご連絡いただきたいという点と、防除に関して書いてあるんですけども、基本的なやはり防除の方法になってくるんですけども、虫が入らないようにするですとか、被害葉ですとか被害果を適切に処分する。ハウスの外に持っていくですとか、土の中にしっかり埋める等対応していただくようお願いいたします。

あと、農薬のラベルもありますので、発生しましたら、まずこちらにご一報をとということで、よろしくをお願いいたします。

次に、2番目、4ページに関してなんですけれども、こちら、毎回気象情報ということで出させていただいているんですけども、アメダスの気象情報ということで、見ていただきますと、やはり9月もかなり高温傾向で推移していることが分かるかと思えます。かなりゲリラ豪雨とか台風ですとか、降水量が多いところもあったんですけども、日によっては少ない日もあってということで、今年に関しては、かなり極端な状況になっているかなと見ているところです。

次に、3ページの現在の主要作物の生育概況というところについてなんで

すけれども、簡単に説明させていただくんですけれども、まず水稲等作物に関してなんですが、8月末から収穫開始されまして、平たん地では収穫進度、この9月20日現在なんですけれども、8から9割ということで、恐らく今月末には大体のところが収穫終了するかなというふうに見ているところです。

高温の影響で、胴割れですとか白未熟発生している圃場もあるんですけれども、すごく被害が大きいということではなく、ならしますと、収量・品質、平年並みを予想しているところでもあります。

その他、詳しいところはちょっと見ていただきたいというところがあるんですけれども、次に果樹に関してなんですけれども、8月下旬ですとか9月の中旬にかけての曇天ですとか降雨等で不安定な天候となりまして、果実の生育、全般的に少しやや停滞した様子になっております。

それぞれの品目でちょっと懸念される項目、内容ですとか書かれていますので、またちょっと見ていただいてということになるんですけれども、病害ですとか、収穫の時期のリンゴですかね、判断が難しくなっている等、状況になっていきますので、またご注意いただければと思います。

次に、野菜に関してなんですけれども、やはり8月の豪雨の影響で、こちらにも生育に少し影響が出ているかなという様子です。

これからの時期また病害が多く発生する時期なので、生産者の方々には、やはり初発ですかね、見落とさないようにということでご注意いただければと考えております。

最後に、一番下になってしまうんですけれども、6ページの農作業安全に関して、ちょっとこちらからお話しさせていただこうかと思います。

やはりコンバイン、収穫後半に入っていますが、コンバインの収穫事故というものが、やはりこの9月の時期に多発するものとなっておりますので、転倒ですとか手足の巻き込まれ、後半になって慣れてきたところかと思えますけれども、ぜひとも注意いただくようお願いいたします。

最後になりますが、7ページ以降のお知らせということなんですけれども、こちらは信州の6次産業化推進協議会というところが主催している研修会になりまして、主に6次産業化に取り組まれているですとか、興味がある事業者さんを対象とした事業となっております。

1枚目と2枚目ということで、10ページまで同じ研修会になってくるんですけれども、7、8ページに関しては、事業計画・農業経営研修会ということで、6次産業化に向けての経営ですとかを勉強する会となっております。

9から10ページにかけては、1と2というふうに分かれているんですけれども、1個の販売力強化というところは、商品の開発ですとかブランディングに関する勉強というところで研修組まれておりまして、2個目が実際に圃場を見ようということで、視察等が組まれているものになります。

6次産業化興味ある方がいましたら、受講料等無料になっていますので、ぜひとも参加いただければと思っていますところでもあります。

ただ、7ページのところですか、もう実は開催、10月10日が1回目となりまして、先着15名というふうになっていますので、ちょっと今、どういう状況かというの、確認しないと分からないんですけども、興味ある方いましたら、できる限りお早めに申込みをお願いしたいと思っております。

簡単ですが、こちらからは以上となります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長

今月の総会資料に同封した委員の連絡先一覧につきまして、一部誤りがありましたので、本日差し替えを配付をさせていただきました。

内容につきましては、古畑委員と二村委員の在任期数のところが、前のものがそのまま表示されていました。また、原推進委員と小笠原推進委員の担当区域のものも、前の委員のものが表示されてしまっていました。大変失礼いたしました。

それと、雇用就農資金のご案内について、総会資料に同封をさせていただきました。長野県農業会議からの周知の依頼になっています。

農業会議で行っている事業で、対象は50歳未満の就農希望者、新たに雇用する農業法人に対して資金を助成するものです。具体的には、雇用した就農者の農業就農または独立就農を支援するタイプと、新しい法人を設立して独立を目指す方を支援するタイプになっています。詳細につきましては、農業会議にお問合せをいただきたいと思えます。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料化处理を行いますので、あちらの出口のところまで歩いてください。

この後、情報・研修委員会がありますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

その他、全体を通じまして委員の皆さん何か発言ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 5 番 _____

議事録署名人 6 番 _____